

# 「株主総会運営に係るQ&A」のポイントと実務に与える示唆

渡辺邦広 弁護士

本稿は、商事法務ポータル (<https://www.shojihomu-portal.jp/>) に掲載された筆者による同名記事(二〇二〇年四月一八日サイト掲載)について、アップデートを含め加筆修正いただいたものである(本稿脱稿:二〇二〇年五月一日)。(編集部)

## 一 はじめに

新型コロナウイルスの影響拡大により、株主総会の開催方法について悩ましさが増している。本年四月七日には、内閣総理大臣により、同年五月六日までの間につき、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の七都府県を対象として、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」といふ)三二条一項に基づく緊急事態宣言がなされ、同年四月一六日には、緊急事態宣言が全国に拡大された。本稿脱稿時点においては、緊急事態宣言は同

年五月七日以降も延長される見込みである旨の報道がされている(注一)。

特措法に基づく公私の団体または個人に対する協力の要請や緊急事態宣言の下での具体的な措置としての要請や指示は、都道府県知事によってなされることになり、一定の要件の下で、施設管理者やイベントの主催者に対して、施設の使用やイベントの開催の制限等を要請ないし指示することもできることとされている(特措法二四条四五条)。たとえば、本年四月一〇日に公表された東京都における緊急事態措置等においては、床面積が一、〇〇〇㎡を超えるホテル(集会の用に供する部分

に限る)等について特措法二四条九項に基づく休止要請がされるとともに、床面積が一、〇〇〇㎡以下のホテル(集会の用に供する部分に限る)等についても、特措法によらない協力依頼がされており(注二)、大規模な総会会場の利用が困難になり得る状況が生じている。そして、このような会場の使用制限とは別に、感染拡大防止自体の観点から、総会の規模を縮小すべきという考え方もあり得るし、また、仮に例年と同じ会場であったとしても、株主席の間隔を空けることにより、入場できる株主の人数を減少させる必要性もあるものと考えられる。このように、本年の株主総会においては、例年と同様の数の株主の入場を認めることは困難な状況(あるいは、例年と同様の数の株主の入場を認めるべきではないというべき事情)が存する。

本年四月二日に経済産業省と法務省が連名で公表し、同月一四日に更新、さらに同月二八日にも更新(「最終更新」)がされた「株主総会運営に係るQ&A」(以下「本Q&A」といふ)(注三)は、そのような状況に悩む株主総会の運営の指針となるものであり、実務に重要な影響を与えるものであると考えられる(注四)。以下では、各Qの順に、その内容と実務への示唆を検討する(なお、後記二以下の見出しに用いている

各Qの標題は、筆者において説明のわかりやすさの観点から付したものである)。なお、本Q&Aは、株主総会の招集または決議の方法に関するものといえるが、会社法上、株主総会の招集または決議が法令に違反し、または、著しく不正なときには、株主総会の決議に取消事由が存することになる(会社法八三一条一項一号)。もつとも、招集の手續が法令に違反するときであっても、裁判所は、その違反する事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、同項の規定による請求を棄却することができる(いわゆる裁量棄却)ものとされている(同条二項)。

わが国において、最終的な法令の解釈権限を有しているのは裁判所であるが、本Q&Aは、新型コロナウイルス対策が社会全体の喫緊の課題となった状況を受け、関係省庁において会社法上適法と考えられる措置を公表したものであることからすれば、以下で述べられるように運用において留意をすべき点はあるものの、本Q&Aに正しく沿った措置が「著しく不正」と評価されることは考え難いといつてよいものと思われる。他方、たとえば、平時であれば違法とされ得る株主の入場人数の制限が、本Q&Aに沿った形で行われた場合に違法でなくなるのかという点

は、理論的には難しい問題になるように思われる。とはいえ、新型コロナウイルスの感染拡大を招くような状況を強制することが会社法の趣旨とは考えられないし、また、「公衆衛生という」公共の福祉」の前に株主権という私権が制約される（民法二条一項）という考え方もとり得るように思われる（注五）。いずれにせよ、本Q&Aに正しく沿った対応が、仮に形式的に法令に違反すると評価されることがあったとしても、裁判所において裁量棄却により救済されることは十分に期待してよいものと思われる。

なお、本稿中意見にわたる部分は筆者の私見であり、筆者が現在所属しているまたは過去に所属した団体の見解を示すものではない。

(注一) <https://www.fiji.com/jc/article?k=202004300096&g=pol>

なお、本稿脱稿後、途中解除の余地を残しつつ、本年五月三十一日まで緊急事態宣言が延長された。

(注二) [https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page/01/007/661/2020041000.pdf](https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/01/007/661/2020041000.pdf)

(注三) [https://www.medi.go.jp/covid-19/kabunshi\\_sokai\\_ga.html](https://www.medi.go.jp/covid-19/kabunshi_sokai_ga.html)

(注四) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会が本年四月一五日に公表した「新型コロナウイルス感染

症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」においても、企業においては、本Q&Aを踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにあらかじめ適切な措置を検討することが求められるとされている（<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200415/20200415.html>）。

(注五) 大阪株式懇談会編「会社法実務問答集Ⅲ」（商事法務、二〇一九）五四頁（北村雅史）参照。

## 二 Q1（来場自粛の呼びかけ）について

### 【Q1】 来場自粛の呼びかけ（斜体字は本年4月14日の更新部分）

Q1. 株主総会の招集通知等において、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために株主に来場を控えるよう呼びかけることは可能ですか。

(A) 可能です。  
会場を設定しつつ、感染拡大防止策の一環として、株主に来場を控えるよう呼びかけることは、株主の健康に配慮した措置と考えます。

なお、その際には、併せて書面や電磁的方法による事前の議決権行使の方法を案内することが望ましいと考えます。

株主総会に出席して議決権を行使する権利は株主の重要な権利であり、本来は、事実上であっても、その行使を

妨げるような行為を会社が行うことは相当でないと考えられる。平時であれば、株主に来場を控えるよう呼びかけることは、その態様によっては、招集の手続が違法とはいわなくても著しく不公正であるとして、総会決議の取消事由に該当する可能性のある行為である（会社法八二条一項一号）。

新型コロナウイルスの感染拡大防止が社会全体の喫緊の課題となっている現状においては、いわゆる三密（密閉、密集、密接）の状態を避け、株主自身の健康を守るとともに、社会的な感染拡大を防止することが社会的に相当な行為であることは疑いがないところであるが、前記の悩ましさもあり、本年三月総会においては、「本株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなさいませぬようお願いいたします。ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、小さなお子様をお連れの方は、体調にご不安のある方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください」といったような形で、一律に来場を控えることを呼びかけるのではなく、慎重な検討を株主に促すというトーンにとどめる会社が多かったように思われる。

Q1は、そのような慎重な検討を促

すというトーンにとどまらず、より端的に「株主に来場を控えるよう呼びかけること」を可能とする点において、意義を有する。このQ1によれば、たとえば、「新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、可能な限り書面（又はインターネット等）による事前の議決権行使をご選択いただき、株主総会の会場での出席はお控えいただけますようお願いいたします」といったような呼びかけを行うことも可能であり、前記一で述べたように、それによつて招集の手続が違法または著しく不公正になるものではないと解することができると考えられる。

なお、Q1では、「招集通知等において」とされているが、招集通知や会社のホームページでの呼びかけに加えて、総会の会場においても、可能な限り入場は控えてもらうよう呼びかけることも許容されていると解してよいであろう。また、株主総会招集の取締役会で別段の定めをしていない限り、議決権行使書面の提出期限は、株主総会の日時の直前の営業時間の終了時となるが（会社法施行規則六九条）、総会の会場で、議決権行使書面を持参して入場を求めたものの入場を制限された株主については、株主総会の採決時までの間であれば、その場で議決権行使書面を提出してもらつて議決権行使を認め

る取扱いも、許容されると考えられる(注六)。

また、Q1については、本年四月一四日の更新に際して、「出席」を「来場」に修正する変更がされているが、おそらく、これは、いわゆるハイブリッド型バーチャル株主総会(注七)を開催する場合を念頭に、Q1で意図しているのは、会場への来場を控えるよう呼びかけることであり、インターネットにより総会に出席または参加することを控えるよう呼びかけることではないことを明確化する趣旨ではないかと推測される。もちろん、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からは、インターネットにより総会に出席または参加することを制限する理由はなく、ハイブリッド型バーチャル株主総会を開催する会社においては、インターネットによる総会への出席または参加は推奨されてしかるべきと考えられる。このように、一部の株主の会場への入場を拒絶することとなる場合、ハイブリッド型バーチャル株主総会は、そういった株主への配慮の観点からとり得る合理的な選択肢の一つである。もつとも、設備の面からして、すべての上場会社がだちにハイブリッド型バーチャル株主総会を開催することは困難と考えられることや、ハイブリッド型バーチャル株主総会における

バーチャル出席やバーチャル参加は、会場での出席に法的に完全に代替するものとして設計されているわけではないことからすれば(注八)、Q1を含む本Q&Aの措置をとる必要条件として、ハイブリッド型バーチャル株主総会を開催することが求められていると考えるべきではないであろう。

(注六) 拙著「株主総会に係る議決権行使書面の提出期限」本誌二二七四号(二〇一八)七九頁。

(注七) 経済産業省「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」(本年二月二六日策定。以下「バーチャル総会実施ガイド」という。https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200226001/20200226001-2.pdf) 参照。

(注八) バーチャル総会実施ガイドにおいても、ハイブリッド参加型バーチャル株主総会にバーチャル参加する株主は、法的に株主総会に出席していると取り扱われているわけではないし、また、ハイブリッド出席型株主総会にバーチャル出席する株主についても、バーチャル出席は、株主に対してリアル株主総会への出席に加えて提供される追加的な出席手段であるという理由で動議の提出権を制限することも考えられるとされるなど、システムの限界に対処する工夫として、厳密な法的な出席とは異なる取扱いがされている(バーチャル総会実施ガイド六頁、二一頁～二三頁)。

〔Q2〕 入場人数の制限等(斜体字は本年4月14日の更新部分、太字(最終段落)は同月28日の更新部分)

三 Q2(入場人数の制限等)について

Q2. 会場に入場できる株主の人数を制限することや会場に株主が出席していない状態で株主総会を開催することは可能ですか。

(A) 可能です。

Q1のように株主に来場を控えるよう呼びかけることに加えて、新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対応をとるために、やむを得ないと判断される場合には、合理的な範囲において、自社会議室を活用するなど、例年より会場の規模を縮小することや、会場に入場できる株主の人数を制限することも、可能と考えます。

現下の状況においては、その結果として、設定した会場に株主が出席してなくても、株主総会を開催することは可能と考えます。この場合、書面や電磁的方法による事前の議決権行使を認めることなどにより、決議の成立に必要な要件を満たすことができます。

なお、株主等の健康を守り、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために株主の来場なく開催することがやむを得ないと判断した場合には、その旨を招集通知や自社サイト等において記載し、株主に対して理解を求めることが考えられます。

平時であれば、会場は、入場を希望する株主全員が入場できるようにするのが基本であり、この点の読みを誤って入場を希望する株主が会場に入場することができない事態を招けば、招集の手続または決議の方法の違法になり得る(注九)。

もつとも、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からは、会場内の株主の間隔を空け、いわゆるソーシャル・ディスタンスを確保することは合理的かつやむを得ない対応であり、例年と同じ会場であっても、入場できる株主数は自ずと減少するはずである(注一〇)。また、例年の会場が使用困難となり、より手狭な会場となってしまうため、入場できる株主数が減少せざるを得ないケースも考えられる。現在の状況下において、そのような事態はまさにやむを得ないところであり、前記一で述べたように、それにより株主総会の招集の手続または決議の方法が違法になつたり著しく不公正になるものではないと解すべきである。Q2は、そのような解釈を裏打ちするものとしての意義を有すると考えられる。

さらに、会場内の株主席の間隔を空けたとしても、一時的な入退場を含む移動の機会等に株主が接近することは避け難く、また、入場者数が増えるほ

どその中に（無症状の）感染者が含まれる可能性も増えていくと考えられるため、前記のような現実的な会場のキャパシティの観点からやむを得ない入場者数の制限を超えて、より積極的に入場者の絶対数を抑制することも不合理ではないと考えられる。Q2が、「例年より会場の規模を縮小すること」も可能としているのは、そのような趣旨に理解される。すなわち、たとえば、例年どおり、五〇〇名入場が可能なホテルの会場が確保できていて、当日までに突発的な事態がなければ当該会場を使用できる予定であり、株主席の間の距離を適切に確保しても、二〇〇名の入場は認められる状況であっても、積極的に会場の規模を縮小し、入場株主の人数を制限することも認められるものと考えられる。このような方法も、前記一で述べたように、それにより株主総会の招集の手続または決議の方法が違法になったり著しく不公正になるものではないと解すべきである。

また、そのような積極的な人数制限を行う場合には、何人まで人数を制限することができるかという点も問題になるが、会場のキャパシティから計算できる議論ではなく、法的に何人という絶対的な基準は見出し難い。この点は純粹な法理論というよりも、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から

の検討がなされるべきであるが、たとえば、わが国では、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が本年四月一日に公表した「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（注一）において、「感染拡大警戒地域」（直近一週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その一週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュートと呼べるほどの状況には至っていない等の地域）について、「地域レベルであっても、一〇名以上が集まる集会・イベントへの参加を避ける」ことが期待されるとされ、また、「感染確認地域」（直近一週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その一週間前と比較して一定程度の増加幅に収まっており、帰国者・接触者外来の受診者数についてもあまり増加していない状況にある地域）について、想定できる対応として、「屋内で五〇名以上が集まる集会・イベントへの参加は控えること」が挙げられている。株主総会においては、役員その他の総会運営者だけでも一〇名になることが多いと考えられるので、前者の一〇名という人数感をそのまま株主総会に当てはめることは容易ではないように思われるし、また、報道によれば、少なくとも東京や大阪は「感染拡大警戒地域」に該当すると考えられているようなので（注二）、そのよう

な地域で後者の五〇名という人数感をそのまま当てはめることは合理的ではないように思われるが、入場を認める株主数を決定する際の考慮要素の一つとして、このような数字も参照することは許容されてよいのではないだろう

か。なお、Q2においても、「新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対応をとるために、やむを得ないと判断される場合には、合理的な範囲内において」という留保が付されている点には注意を要する。緊急事態宣言が発せられる直前に公表されたQ2において「現下の状況において」とされていることからすれば、緊急事態宣言が発せられている、あるいは、そうでなくとも関係の地方自治体等から集会の自粛が広く要請されている状況であれば、積極的に入場株主数を制限する措置をとることも許容されると考えてよいと思われるが、どこまでの措置をとるか、株主総会を開催する時点の社会情勢にも応じた判断がされるべきである。

また、この点に関連して、Q2が、「その結果として、設定した会場に株主が出席していなくても、株主総会を開催することは可能」（傍点筆者）としている点について、会社がすべての株主の入場を強制的に拒絶することをた

だちに許容していると解してよいかについても慎重な検討を要する。傍点を付した部分を踏まえ、Q2全体の趣旨を合理的に解釈すれば、当該引用部分は、その前に記載されている「新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対応をとるために、やむを得ないと判断される場合」に「合理的な範囲内において」とる措置、たとえば、株主に来場を控えてもらうよう求める呼びかけ（Q1参照）、会場の縮小（Q2参照）や、発熱や咳などの症状を有する株主の入場拒絶（Q4参照）などの措置を行った「結果として」、会場に株主が誰も出席していなかったとしても、翻って前記の措置が違法になるものではないという趣旨に理解するのが妥当と考えられる。もちろん、具体的にどのような措置をとることまで認められるかは、その時点の状況に応じて、どこまでが「合理的な範囲内」の措置と考えられるか次第であり、状況によっては、すべての株主の入場を強制的に拒絶することが合理的な措置となる可能性もあると考えられるが、その点は状況に応じた慎重な判断が求められると考えられる。

なお、前記の措置のうち、株主に来場を控えてもらうよう求める呼びかけについては、その時点の状況に応じて、前記二で述べた「新型コロナウイルス

ルスの感染拡大防止の観点から、可能な限り書面（又はインターネット等）による事前の議決権行使をご選択いただき、株主総会の会場での出席はお控えただけですようお願いいたします」といった呼びかけからトーンをさらに強めて、「本株主総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様のご来場をいただくことなく当社役員のみで開催させていただきたく、株主様のご理解とご協力のほどお願い申し上げます」といった呼びかけ（注一三）にすることも考えられる。後者の呼びかけも、すべての株主の入場を強制的に拒絶するという趣旨ではなく、株主の理解の下にすべての株主に入場を控えるという強い呼びかけと考えられるところ、本年四月二十八日の更新において、Q2に、「なお、株主等の健康を守り、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために株主の来場なく開催することがやむを得ないと判断した場合においては、その旨を招集通知や自社サイト等において記載し、株主に対して理解を求めることが考えられます」（傍点筆者）という記載がされたのは、そのような強い呼びかけが許容される旨を明確化する趣旨であるものと推測される。

（注九）東京弁護士会会社法部編「新・

株主総会ガイドライン〔第二版〕（商事法務、二〇一五）四八頁、大阪高判昭和五四年九月二七日判例時報九四五号二二三頁参照。

（注一〇）総会会場における適切なソーシャル・ディスタンスなどの程度からは、純粹な法理論というよりも、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からの検討がなされるべきである。たとえば、東京都知事の会見では、二メートルの距離をとることが呼びかけられているようであり（<https://www.metro.tokyo.lg.jp/loss/governor/governor/kishakiken/2020/04/10.html>）、また、米国カリフォルニア州の外出禁止令では六フィート（約一・八メートル）の距離をとることが求められているようである（<https://covid19.ca.gov/day-home-except-for-essential-needs/>）。これらは行列や屋外での距離を想定したものであるため、そのまま株主総会に当てはめることは合理的でない可能性があるが、一つの参考にはなるだろう。

（注一一）<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000617992.pdf>

（注一二）<https://www.asahi.com/articles/ASN416T5841UBJ00B.html>

（注一三）日本経済団体連合会が本年四月二十八日に公表した「新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた定時株主総会の臨時的な招集通知モデル」においては、「株主の来場を原則「ご遠慮いただくことを想定」した「モデルB」において、本文記載の表現が用いられている（<http://www.keidanren.or.jp/jpanno>

<http://www.keidanren.or.jp/jpanno>

#### 四 Q3（事前登録制）について

#### 〔Q3〕 事前登録制

Q3. Q2に関連し、株主総会への出席について事前登録制を採用し、事前登録者を優先的に入場させることは可能ですか。

(A) 可能です。

Q2の場合における会場の規模の縮小や、入場できる株主の人数の制限に当たり、株主総会に出席を希望する者に事前登録を依頼し、事前登録をした株主を優先的に入場させる等の措置をとることも、可能と考えます。

なお、事前登録を依頼するに当たっては、全ての株主に平等に登録の機会を提供するとともに、登録方法について十分に周知し、株主総会に出席する機会を株主から不公正に奪うものとならないよう配慮すべきと考えます。

Q1・Q2が本年三月総会においても各社が検討していた対応を裏打ちないしさらに進めたものであると考えられるのに対し、Q3の事前登録制は新規性のある対応策のように思われる。新型コロナウイルスをめぐむる状況により、当日入場を希望する株主を全員入場させることができなくてもやむを得ないという判断になれば、どのような

基準で入場を認める株主を決定するかについては、恣意的でなく合理的な方法であればよいと考えられるので、一つの方法として事前登録制を用いることも考えられるというところであろう。

確かに、事前登録制を採用していれば、事前登録をしていない株主が来場する可能性は低下するので、結果として、当日入場を拒絶しなければならぬ場面は少なくなるように思われるし、また、当日会場に入場を求めて集まる株主の人数も抑制でき、新型コロナウイルスの感染拡大防止に資する面があるように思われる。もつとも、Q3において、「全ての株主に平等に登録の機会を提供するとともに、登録方法について十分に周知し、株主総会に出席する機会を株主から不公正に奪うものとならないよう配慮すべき」と述べられているように、事前登録制をどのように設計するかについては慎重な検討を有する。以下、考えられる設計のポイントについて、いくつか検討を加える。

#### 1 事前登録（応募）の方法

事前登録（応募）の方法としては、ハガキによる応募、インターネットでの応募またはその併用が考えられる。誰もがインターネットを使いこなせるわけではないというデジタル・デバイド

の問題を考慮すると、ハガキによる応募も株主の選取肢としては含めたほうがよいと思われるが、ハガキを用意することに伴うコストや、新型コロナウイルスの影響によりテレワークが推奨されている中、ハガキを受け取って作業をする従業員の数には限界がある可能性等を考慮すると、ハガキによる応募を選取肢として用意することが必須とまでいうのは相当ではないだろう。

**2 応募をした株主の中から、あらかじめ入場を認める株主の選取肢を行うか否か**

Q3においては、「株主総会に出席を希望する者に事前登録を依頼し、事前登録をした株主を優先的に入場させる」とあるだけで、事前登録をした株主の中から入場を認める株主をあらかじめ選取肢しておくかどうかについては明言されていない。そのため、入場を認める上限人数との関係でのあらかじめの選取肢は行わず、いわば入場の希望調査としての「事前登録」を求めることとし、その「事前登録」を行った上で当日来場した株主を「優先的に入場させる」ことも考えられる（以下、便宜的に「希望調査型事前登録」という）。  
もっとも、そのような希望調査型事前登録では、結局「事前登録」をした株主であっても入場できない可能性が

あるため、当日の受付で「事前登録」をした株主の入場を拒絶しなければならぬ場面も増えると思定され、また、会場に入場を求めて来場する株主の数を抑制することにより感染拡大を防止するという効果は低下するので、そもそも「事前登録」を求める意義が限定的になるように思われる。

そのため、恣意的でない合理的な方法であれば、応募をした株主の中から、当日入場を認める株主をあらかじめ選取肢することも認められてよいものと考えられる（以下、便宜的に「選取肢型事前登録」という）。そのような選取肢型事前登録の方法としては、先着順方式と抽選方式が考えられる。どちらも恣意的な取扱いではない以上とり得る方針と考えられるものの、会社（証券代行）が発送した招集通知が株主の手に届くタイミングについては地域差があることを考えると、株主総会の会日の一定期間前を締切日として応募を受け付けた上で、抽選する方式のほうがやや合理性は高いように思われる（特にハガキによる応募を受け付ける場合、返送されるハガキが会社側に届くのかかる時間にも地域差があることを考えると、やはり抽選方式のほうがやや合理性は高いと思われる）。

また、選取肢型事前登録の場合、本来応募をした株主全員に対して、当選の

有無を通知することが望ましいとも思われるが、この点は周知の問題にすぎないため、登録方法について周知をする招集通知における説明等において当選した株主にのみ通知をすることを明確にしておいた上で、当選した株主にのみ通知をする取扱いも許容されると考えられる。

**3 当日来場者の扱い**

事前登録（選取肢型事前登録）の場合は、当選。以下この3において同じ）をせず当日来場した株主をどのように扱えばよいか。

希望調査型事前登録の場合には、事前登録をした株主も必ずしも入場できないわけではないので、どのように「事前登録をした株主を優先的に入場させる」（傍点筆者）かが問題となるが、たとえば、開会の五分前までは事前登録をした株主のみを入場させ（その間に、入場を認める上限人数に達すれば、それ以降は入場を拒絶することになる）、開会の五分前以降は事前登録をしているかどうかを問わず、入場を認める上限人数に達するまで入場させるという取扱いが考えられる。

また、選取肢型事前登録の場合には、当選をした株主を入場させることが原則となると考えられるが、Q3では「事前登録をした株主を優先的に入場

させる」（傍点筆者）とされているので、当選をしていない株主も、可能な範囲では入場を認めるべきと考えられる。具体的には、この場合も、たとえば、開会の五分前までは当選をした株主のみを入場させ、開会の五分前以降は当選をしているかどうかを問わず、入場を認める上限人数に達するまで入場を認めるという取扱いが考えられる（この場合、当選した株主であっても、座席が確保されているのは開会の五分前までである旨を招集通知等に明記しておくことが重要と考えられる）。そうすると、希望調査型事前登録との差異は大きくないようにも思われるが、当選をしなかった株主は入場できない可能性が高いと事前にわかることになり、受付で入場を拒絶しなければならぬケースは相当程度抑制できるように思われる。

また、希望調査型事前登録および選取肢型事前登録のいずれにおいても、事前登録をした株主用の優先席のほかに、一定数の自由席を用意しておいて、自由席には、事前登録をしていない株主も入場を認めることも考えられる。

**4 その他の留意点**

Q3においても「全ての株主に平等に登録の機会を提供する」とされているとおり、株主平等原則（会社法二〇九

条一項)の観点から、特定の株主(たとえば、大株主や社員株主)のみ優遇するような形で事前登録制を運用することは許されない点に留意が必要である。総会運営上、当日の動議の処理等の関係で大株主またはその代理人の出席が必要ということであっても、他の株主と同様の立場で、希望調査型事前登録であれば、事前登録をした上で、当日受付開始早々に来場して入場を試みたり、選抜型事前登録であれば、あらかじめ自由席も設けた上で、事前登録を行い、当選しなかった場合には、当日受付開始早々に自由席への入場を試みたりするなどの対応が考えられる。

また、前記のとおり、希望調査型事前登録と選抜型事前登録を比較すると、後者のほうが受付で入場を拒絶しなければならぬケースは抑制しやすいためと思われるものの、今日の状況下では、招集通知発送後、さらには当選者に当選した旨通知した後に、予定していた会場が閉鎖される等により、会場の変更を余儀なくされる可能性もある。その場合、選抜型事前登録であっても、実質的に、当日の対応は希望調査型事前登録に近くならざるを得ない(そして、その可能性があることを招集通知等に記載しておくことが必要となる)面もあるように思われる。

また、Q3に「登録方法について十

分に周知し」とあるように、事前登録制の内容については、前記のいずれの点についても、株主にわかりやすく招集通知等で記載をする必要がある。そのように考えていくと、事前登録制については、やや大掛かりな取組みとなる反面で、それほどスムーズな総会運営にはつながらないという見方もあり得る。とはいえ、たとえば、例年の出席株主数が多数にのぼる会社においては、選抜型事前登録を行うことによつて、まず例年と同規模の株主が来場してしまふ可能性を低減する意義はあるように思われるので、各社において自社の状況を踏まえた検討が必要になるものと思われる。

### 五 Q4(症状を有する株主の入場拒絶等)について

#### 【Q4】 症状を有する株主の入場拒絶等

Q4. 発熱や咳などの症状を有する株主に対し、入場を断ると可能か。

(A) 可能か。新型コロナウイルスの感染を患う可能性があるため、株主の入場を断ることが可能か。

株主総会においては、議長が、株主

総会の秩序を維持し議事を整理する権限や、株主総会の秩序を乱す者を退場させる権限を有する(会社法三二一条)。また、株主総会の開会前(議長の就任前)は、会社(代表取締役)の権限として、議事が妨害されることのないよう株主の入場に当たつて必要な措置をとることは許容されると解される(注一四)。

これを前提に、従前より、新型コロナウイルスエンザ流行への対応として、体温測定等により、ある株主に感染の顕著な症状がある場合には、入場を控えるよう要請し、要請に応じない場合には一定の区画内に着席することを求め、それにさえ応じない場合には、他の株主が平穩に議事に参加できるよう、その者の入場を拒み、または退場を命じることができると解してよいのではないだろうかとする見解があつた(注一五)。Q4は、そういった解釈を裏打ちする意義を有するものと考えられる。

また、前記の見解等を踏まえ、本年三月総会の時点では、株主の総会への出席権の重要性に鑑みて、発熱や咳などの症状を有する株主についても、いきなり入場を断つたり退場を命じるのではなく、別室(第二会場)への入場または移動を案内し、それに従わない場合に入場を断つたり退場を命じるといふ対応方針をとる会社が多かつたよう

に思われる。

もつとも、前記の見解が議論の対象としていた新型コロナウイルスの流行と比しても、新型コロナウイルスをめぐると今日の状況はより緊迫感を増していることは明らかである。会社によっては、そのような別室を用意できない場合もあるであろうし、また、今日の状況では、そのような症状を有する株主が集まる部屋を用意すること自体、感染拡大防止の観点から望ましくないという考え方も十分あり得ると思われる。そのため、発熱や咳などの症状を有する株主については、端的に入場を断ることもや退場を命じることも認められるものと考えられるところ、Q4は、別室への案内等をすべきとはしていないことに鑑みても、当該解釈を裏打ちする意義も有するものと考えられる。

(注一四) 岩原伸作編『会社法コメント』タール7—機関(1)「商事法務、二〇一三」二七三頁(中西敏和)参照。  
 (注一五) 大阪株式懇談会編『会社法実務問答集I(上)』(商事法務、二〇一七)二二九頁(前田雅弘)。

## 六 Q5(株主総会の時間短縮等)について

### 〔Q5〕 株主総会の時間短縮等

- Q5. 新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要となるため、株主総会の時間を短縮することは可能ですか。
- (A) 新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要となる場合には、株主総会の運営等に際し合理的な措置を講じることが可能と考えられます。具体的には、株主が会場に滞在する時間を短縮するため、例年に比べて議事の時間を短縮することや、株主総会後の交流会等を中止すること等が考えられます。

感染拡大防止の観点からは、株主が会場に滞在する時間を短縮することは合理的な対応である。そのため、Q5においては、「例年に比べて議事の時間を短くすることや、株主総会後の交流会等を中止すること等が考えられま

す」とされている。交流会は、任意のイベントにすぎないので、これを中止することが適法であるのは当然であるが、株主総会の議事の時間の短縮については、法的に許容される限界を検討する必要がある。その法的に許容される限界について、

Q5は具体的な内容を述べるものではなく、また、株主総会の議事シナリオは、各社各様であるので、細かい言い回しの見直しも含め、短縮の方策は各社において検討する必要があると考えられるが、以下、検討のポイントをいくつか述べる。

株主総会は、大まかに、①開会から総会の目的事項である報告事項の報告、決議事項の上程・説明まで、②質疑応答、③決議事項の採決から閉会までに分けることができる。

このうち前記①の報告事項の報告および決議事項の上程・説明については、法的に最小限の説明としては、招集通知およびウェブ開示事項がある場合にはウェブ開示に記載のとおり、と説明をするのも足りると解されている(注一六)。そのため、本年は、ナレーションを含む口頭説明をする対象は、例年よりも相当程度絞った(たとえば、連結業績の概況や対処すべき課題など、全社的かつ株主の関心が高いと考えられる項目に絞ることが考えられる)上で、そのほかの事項について、広く招集通知およびウェブ開示を参照するよう求める対応が考えられる。

この点に関連して、金融庁、法務省および経済産業省が本年四月二十八日に公表した「継続会(会社法三七条)について」においては、当初の定時株主

総会初日においては確定した計算書類が提供されていない状況で役員を選任後の継続会で提供される場合を前提に、役員の選任に際して「当初の定時株主総会における円滑な意思決定を確保するためには、確定した計算書類は提供されていないものの、既に公表した四半期報告等を活用して、この一年間の事業の概況、新任の経営者に求められる役割等について丁寧な説明を行うことが求められると考えられる」とされている(注一七)。これは、本来、定時株主総会における役員改選は株主に計算書類等が提供された状況で行われることが想定されていること(会社法三三一条一項、四三七条等)を踏まえ、計算書類等の提供に実質的に代替するものとして、株主が役員改選に関して意思決定をする際に参考となる情報を提供すべきである旨を述べるものと考えられる。そのような趣旨からすれば、「丁寧な説明」とあるのも、計算書類等を提供した上での報告事項の報告よりも詳細に説明をすべきであるということには必ずしもならず、たとえば、(i)公表済みの四半期報告書等が掲載されているウェブページのURLを招集通知に記載した上で、当該四半期報告書等のプリントアウトを総会会場

配布し、その要点のみ口頭で説明することや、(ii)公表済みの四半期報告等の数値を用いて連結業績の概況や対処すべき課題などをまとめた別途の資料をウェブで開示し、そのウェブページのURLを招集通知に記載するとともに、当該資料のプリントアウトを総会場で配布して、その要点のみ口頭で説明することも、前記の要請は満たすものと考えられる(注一八)。

また、前記②の質疑応答については、打ち切りのタイミングは株主が議題を合理的に判断するために必要な質問が十分行われたか否かという観点から決することが必要であると解されている(注一九)。とりわけ決議事項の質疑打ち切りについては、決議取消のリスクが直接的に存在し、また、議案の内容に関する修正動議も考えられるため、質疑の流れに応じてその場で判断をする必要があるが、本年の状況では、例年の審議時間よりも短い時間で質疑を打ち切ったとしても、適法と認められる場合が多いであろう。また、質疑応答の進め方については、いわゆる個別審議方式(個別の目的事項ごとに質疑を受け付ける方式)と一括審議方式(すべての目的事項をまとめて質疑を受け付ける方式)があるが、個別審議方式については、目的事項ごとの質疑打ち切りが必要となり、全体の時間をコントロールしにくい面があるため、この機会に



一括審議方式に移行することも考えられる。さらに、質疑応答の開始前に質問全体の時間や個数を制限することも考えられるが、前記のとおり、とりわけ決議事項の質疑打ち切りについては、質疑の流れに応じてその場で判断を必要があるため、事前に時間や個数を完全に制限してしまうことについてはやや慎重に考えたほうがよいものと考えられる(時間や個数を示す場合には、目安として示し、質疑の流れに応じつつも、できる限りその程度での審議終了を目指すといたった取扱いが考えられる)。

次に、前記③の決議事項の採決については、もともと端的に採決をするシナリオが通常であるため、短縮の余地はあまりないと思われるが(注二〇)、閉会後の役員紹介については、本年は省略することも合理的と考えられる。

(注一六) 元木伸『改正商法逐条解説(改訂増補版)』(商事法務研究会、一九八三)一九一頁参照。

(注一七) <https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus20200111.pdf>

(注一八) 本文(i)や(ii)で記載した資料を招集通知に同封することも考えられるが、実質的に株主の参考となればよいと考えられるので、必ずしもそのような方法によらず、ウェブで開示し、そのウェブページのURLを招集通知に記載することでも足りるものと考えられる。

(注一九) 東京弁護士会会社法部・前掲(注九) 九三頁。

(注二〇) すべての議案について事前の議決権行使により可決されることが判明している場合等には、すべての議案を一括して採決することも許容され得ると考えられるが、株主には議案ごとに議決権を行使する権利があると考えられること(会社法施行規則六六条一項一号参照)からすれば、一括して採決することにより短縮できる時間とのバランスも踏まえた検討が必要になる。

## 七 おわりに

新型コロナウイルスをめぐる状況は、一〇〇年に一度のパンデミックともいわれるに至っており、株主総会実務との関係でもまさに未曾有の緊急事態である。そのような状況下で、株主総会について、株主の健康確保や社会的な感染拡大防止の観点から合理的と思われる措置をとったことにより、株主総会の決議が取り消されるなどの事態に至ることはないだろう(または、あるべきではない)というのは社会通念といってもよいであろう。

ただし、一方で株主総会を適法適正に運営すべき立場にいる会社としては、そのような措置をとるに当たって掘るべき指針が欲しいというのも当然

であり、そのような指針として本Q&Aは重要な意義を有する。各社においては、本Q&Aの内容を踏まえ、自社の状況と社会の情勢に応じた総会運営を検討していくことが必要になるものと考えられる。

(わたなべ・くにひろ)

商事法務

## 商事法務研究会Twitterのご案内

当会のTwitter (@SHOJI\_HOMU) では、本誌に関連する情報発信を行っています。ぜひ本誌の内容把握にお役立てください。 [https://twitter.com/SHOJI\\_HOMU](https://twitter.com/SHOJI_HOMU)

### 主な配信内容

- ・各号の目次
- ・各号掲載論文の内容を紹介する簡単なQ & A
- ・各号論文に関連する過去の掲載論文情報
- ・今後の掲載予定論文情報
- ・本誌に関連する書籍・イベント・ニュース等の紹介